

第 48 号議案

令和 6 年 度

吉田町一般会計補正予算（第 4 号）

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686,618千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,453,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年9月2日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		172,233	4,734	176,967
	1 地方特例交付金	171,233	4,734	175,967
10 地方交付税		462,000	332,230	794,230
	1 地方交付税	462,000	332,230	794,230
14 国庫支出金		1,575,202	496	1,575,698
	1 国庫負担金	830,185	496	830,681
15 県支出金		1,050,318	2	1,050,320
	1 県負担金	412,050	2	412,052
18 繰入金		1,616,925	15,296	1,632,221
	1 特別会計繰入金	929	15,296	16,225
19 繰越金		200,000	356,570	556,570
	1 繰越金	200,000	356,570	556,570
20 諸収入		257,547	25	257,572
	5 雑入	246,937	25	246,962
21 町債		610,300	△22,735	587,565
	1 町債	610,300	△22,735	587,565
歳入合計		13,766,886	686,618	14,453,504

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		96,700	△1,108	95,592
	1 議会費	96,700	△1,108	95,592
2 総務費		2,569,785	△11,880	2,557,905
	1 総務管理費	1,972,019	△19,214	1,952,805
	2 徴税費	476,068	7,411	483,479
	3 戸籍住民基本台帳費	81,854	△77	81,777
3 民生費		3,719,473	△611	3,718,862
	1 社会福祉費	1,676,952	22,618	1,699,570
	2 児童福祉費	2,042,221	△23,229	2,018,992
4 衛生費		2,074,003	362	2,074,365
	1 保健衛生費	2,074,003	362	2,074,365
6 農林水産業費		298,245	△511	297,734
	1 農業費	109,566	△1,509	108,057
	3 水産業費	177,186	998	178,184
7 商工費		104,234	△951	103,283
	1 商工費	104,234	△951	103,283
8 土木費		1,770,361	4,520	1,774,881
	1 土木管理費	158,213	△4,191	154,022
	4 都市計画費	874,541	8,711	883,252
9 消防費		502,119	2,838	504,957
	1 消防費	502,119	2,838	504,957
10 教育費		1,108,569	17,588	1,126,157
	1 教育総務費	294,270	10,521	304,791
	2 小学校費	193,254	22	193,276
	3 中学校費	81,768	5,527	87,295
	4 社会教育費	300,418	863	301,281
	5 保健体育費	238,859	655	239,514

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 公債費		979,337	△6,100	973,237
	1 公債費	979,337	△6,100	973,237
13 諸支出金		521,034	682,471	1,203,505
	2 基金費	521,032	682,471	1,203,503
歳 出 合 計		13,766,886	686,618	14,453,504

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 50,000	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 27,265	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。